

広島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十二年三月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市焼山西三丁目一〇六二番一地从先から 呉市焼山西三丁目一〇七六番一地向まで	平成二十二年二月二六 日午後三時